

1. 延長する補助事業

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- (2) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援

2. 延長する補助事業の受付期間

申請受付期間：令和5年8月10日（木）～令和6年2月14日（水）

詳しくは下記お知らせをご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001718718.pdf>

(2) 貸切バスの安全性向上のための制度改正の解説動画を作成しました。

(配信日：R6.1.26)

国土交通省では、令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう対策を検討し、令和5年10月、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の改正等を行いました。

これに伴い、貸切バス事業者の方々において必要となる対応について、概要をまとめたパンフレットのほか、解説動画を作成いたしましたので、ぜひご覧いただければ幸いです。

○解説動画

以下のURLからご覧ください（国土交通省YouTubeチャンネルへ遷移します）

<https://www.youtube.com/watch?v=GHzqd6U4xGE>

○パンフレット

以下の国土交通省Webページの「パンフレット（貸切バス事業者のみなさまへ）」をご覧ください

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

(3) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

(配信日：R5.10.6)

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しております。

主な取組として、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発のほか、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進します。

また、更なる車輪脱落事故防止対策として、10月1日より、自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を導入しました。

○車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者に対する車両の使用停止（初違反 20日車、再違反 40日車）

○一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者等に対し整備管理者の解任命令

【国土交通省プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000308.html

【適切なタイヤ脱着作業手順（MLIT channel）】

https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c

(4) (近畿運輸局発) 第15回自動車事故防止セミナーの様態をYouTubeにアップしました。

(※新着情報)

近畿運輸局では、事業用自動車の事故防止対策の一環として、自動車事故防止セミナーを開催しており、本年度におきましても、第15回目となりますセミナーを開催いたしました。

その様態につきまして、下記のアドレス（近畿運輸局YouTube)にて動画をアップしておりますので、是非ご覧いただき、今後の事故防止対策の参考にしていただければ幸いです。

・近畿運輸局youtube「第15回自動車事故防止セミナー」URL

<https://www.youtube.com/watch?v=Drp9A3ACLkk>

(5) 事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

(配信日：R5.9.29)

今般、下記の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表しました。

す。

・ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

